

森林法に基づく日置市森林整備計画案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の5第1項の規定により、日置市森林整備計画（以下「整備計画」という。）をたてたいので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、整備計画の案を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、森林法第10条の5第7項において準用する同法第6条第2項の規定により、整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、日置市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年2月14日

日置市長 永山由高



1 縦覧期間及び時間

- (1) 期間 令和6年2月15日（木）から同年3月13日（水）まで
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時まで

2 縦覧場所 日置市産業建設部農林水産課

3 理由を付した文書の提出先 日置市産業建設部農林水産課